

# 第3期 伊佐市地域福祉計画(概要版)

令和5年度～令和9年度

## 地域福祉計画とは

『地域福祉計画』は、社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する計画です。その位置づけは伊佐市の最上位計画である総合振興計画の下位計画であり、また、関連する福祉分野の個別計画の上位計画であります。

伊佐市では、平成24年3月に「伊佐市地域福祉計画」を作成し、取り組みを行ってきました。

少子高齢化、人口減少が急速に進行していく中で、ライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなどで、地域社会における人と人とのつながりは希薄化し、地域で支え合う関係づくりが難しくなっている状況です。これらの状況を踏まえ、様々な生活・福祉課題の解決に向けて、「自助」、「共助」、「公助」の連携を基本とし、「地域共生社会」の実現に向けて『第3期伊佐市地域福祉計画』を策定しました。

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



## 基本理念

第2次伊佐市総合振興計画の目標将来像及び基本目標、そして「地域共生社会の実現」を踏まえ、本計画では、基本理念を次のとおり定め、市民相互で支えあう地域の力を向上することにより、みんなの幸せが実現できるという考え方にたって施策を進めていきます。



## 『地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり』

### 3つの基本目標

#### 基本目標1 地域を「知り」「学ぶ」機会の充実

まずは地域のことを知り、学ぶことで地域福祉を理解し、地域福祉を担う人材づくりを進めます。

- (1) 地域福祉活動の普及・啓発
- (2) 地域福祉の担い手の育成・参加促進

#### 基本目標2 お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり

身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域からの早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支え合い、つながるような地域づくりを進めます。

- (1) 地域における交流の促進
- (2) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化
- (3) 福祉団体等の活動支援
- (4) 災害時に備えた地域づくりの推進



#### 基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

本人が安心して生活を送ることができるよう、様々な困りごとを受けとめ、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

- (1) 包括的な相談・支援体制の強化
- (2) 権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止
- (3) 再犯防止の支援（再犯防止推進計画）

## SDGsとの関連

本計画においても、SDGsの目標の達成に向け、本市の地域福祉を推進していきます。

### <本計画と特に関連がある目標>



## 地域福祉計画の圏域

本計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割を明確にしながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を重層的に機能させて、地域福祉を推進します。

### ■重層的な地域福祉圏域のイメージ図



圏域	考え方や施策の取り組み例
個人・家庭	身近な地域のことに関心を持ち、助け合い、支え合う福祉の意識醸成
隣近所	近所づきあいを通して、近隣住民の見守り活動
自治会等	自治会等組織による身近な困りごとへの支援や見守り活動
小学校区	校区住民への福祉活動の啓発、情報発信。交流の場づくり 福祉課題を話し合う機会を設け、課題を解決する仕組みづくり
市全域	市民の地域福祉への関心が高まるよう、様々な媒体を通して情報発信、啓発地域課題から必要な支援策の検討

## 計画の推進のために

地域福祉は、市民をはじめ自治会や地域で活動する福祉関係団体が担い手となって推進されます。それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

### 市 民

福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会貢献活動に積極的かつ主体的に参加したり（自助）、自治会や校区コミュニティ協議会、隣近所などと協働（共助）しましょう。

### 保健福祉事業所、ボランティア団体など

サービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携、また、地域福祉ニーズに基づく新たなサービスや住民福祉への参加の支援や、福祉のまちづくりの参画に努めることが求められます。

### 社会福祉協議会

地域で支えあう「共助」の地域福祉社会を形成するため、その行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域の実情に応じたサービスや支援などを、さらに地域に密着して行う必要があります。

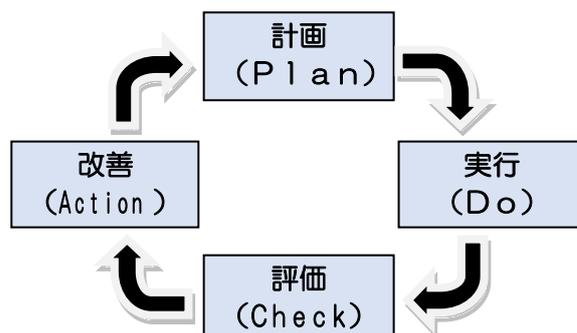
### 社会福祉法人

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮世帯等への支援など、「地域における公益的な取り組み」を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが求められます。

### 行 政

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会や関係団体等と相互に連携、協働を図るとともに、地域福祉活動への住民参加の促進や、地域福祉ネットワークづくりに関する支援や情報提供に努めます。

また、本計画の進行管理は伊佐市地域福祉計画推進委員会で行い、PDCAサイクルを活用し、今後の施策の充実を図ります。



※ 本冊子は概要版になります。本計画の詳細はホームページに掲載していますので、ご覧ください。

第3期伊佐市地域福祉計画【概要版】 令和5年3月発行

伊佐市福祉課社会福祉係 伊佐市大口里 1888 番地

TEL : 0995-23-1311 ホームページ : <https://www.city.isa.kagoshima.jp>